

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）

日時：令和7年4月14日（月）午後3時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
世田谷清掃工場建替事業【1回目】
- 2 その他

【審議資料】

資料1 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書
及び事業段階関係区長の意見

<出席者>

会長 柳委員

第一部会長 奥委員

荒井委員

飯泉委員

高橋委員

速水委員

水本委員

横田委員

渡部委員

(9名)

関政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	2 件
事業段階関係区長からの意見	1 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

(1) 水質汚濁

- ・ プラスチックを混焼していることから、使用している水にPFAS 汚染がないか心配。敷地内の井戸水などもPFAS 汚染の有無について調べるよう求める。

(2) 土壌汚染

- ・ 環境確保条例の基準をクリアしたということだが、EU で焼却炉の排ガス中の規制値がある12種類の重金属類は、きちんと調査することを求める。

(3) 景観

- ・ 工場棟について、高さが6m高くなり、面積も広がる。建替えるたびに巨大化することは周囲に圧迫感や不安感を感じさせ、樹木による緑が少なくなる恐れがあり、環境が悪くなる懸念がある。

(4) 温室効果ガス

- ・ 処理能力600tは現状の2倍であり、CO₂の排出量も2倍となる。CO₂を現状の2倍にするような規模は、環境影響を考えた場合見直すべきである。

(5) その他（事業計画等）

- ・ 建屋はできるだけコンパクトにし、緑地を増やすべき。
- ・ 建替え計画が前倒しとなった理由が示されていない。
- ・ 当該工場は、ガス化溶融炉の接続部等からダイオキシンが炉室内に漏れ出し、長期間停止した経過がある。評価書案には建屋解体時のダイオキシン対策の記載はなく、慎重な解体作業が必要とされるため、詳細な記述を求めたい。

2 関係区長からの意見

【世田谷区長】

(1) 大気汚染

- ・ 事業実施にあたっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること。
- ・ アスベストについては、関係法令等に基づき事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関連法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること。
- ・ 解体工事中におけるダイオキシン類については、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事施工中において、建設機械の稼働による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砧公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること。
- ・ 工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替に伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること。

(3) 土壌汚染

- ・ 土壌汚染については、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び、除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること。

(4) その他

- ・ 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるように努めること。